木材は省エネ資材

木材は、低炭素社会の実現に貢献することが可能な省工ネ資材だといえます。一般に木は光合成により大気中のCO2を吸収するとともに、酸素を発生させながら炭素を蓄え、成長します。蓄積された炭素はたとえ木を伐採し、製材化した後でも木材内に固定され続け、燃焼しなければ放出されないと考えてよいでしょう。このような特徴を持つ木は「炭素の貯蔵庫」との異名も持っています。

また、木は製造する際他資材より、エネルギー消費が少ない点が魅力といえます。例えば住宅分野でみると、S造やRC造等より製造時のエネルギー消費が少ないとされます。林野庁の資料によると、木造住宅は非木造に比べて、建築段階の床面積当たりのCO2排出量が約「5分の3」に、また事務所、工場等の木造非住宅の場合は、非木造に比べて約「3分の2」になるとしています。こうしたことから住宅等の建築物や構造体を木造でつくることは地球温暖化の最大の要因とされている炭素の大気中への放出を減らし、結果的には低炭素化に繋がることといえるのではないでしょうか。

このような中、国産材の需要拡大に向けた各都道府県の取り

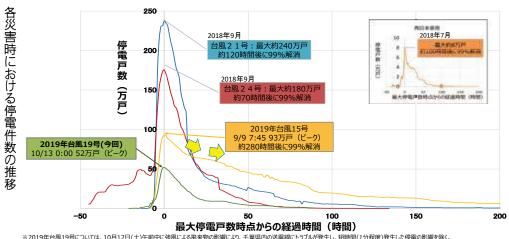
組みが増加しています。例えば山形県では、公共・民間建築物の木造化・木質化のモデルとして、県が率先して「園芸農業研究所」や「総合文化芸術館」等の木造化・木質化を実施し、他には県産木材を使用した住宅・店舗等の新築や「木塀」の設置に対して補助金を交付しています。

鳥取県では、「県立鳥取西高等学校芸術棟」で県産材大断面 集成材を使用しました。同校舎は国指定史跡「鳥取城跡」に整 備された伝統校舎の改修に併せて増築し、構造材や内装材に県 産木材を使用。加えて、手刻み加工や左官仕上げを採用する等、 伝統技能の魅力を発信しています。

改めて木材は、炭素の貯蔵やCO2の排出削減を通じて低炭素社会の実現に貢献可能な資源であり、その利用の拡大を図っていくことが地球環境保全の側面からも重要です。その際、国産材の利用が進められれば、収益の山元への還元により林業生産活動の活性化と森林の適正な整備の促進という好循環が期待できます。今、「持続可能な社会」が求められる中、炭素の循環だけでなく、地域の経済活動の循環にも繋がる地場産の木材利用が望まれているのです。

災害時でも普段通りに暮らせる住まい造りを

我が国では大規模な自然災害が全国各地で多発しており、その 度に人命や住居に犠牲が発生しています。こうした中、災害によ る住宅の被害を防ぎ、ライフラインを確保するとともに、災害後 も住み続けられる家を実現することは、今後の住宅に求められる 大きなテーマといえるでしょう。こうした流れを受け、近年、災 害に強い住まいである「レジリエンス住宅」について注目が集まっ



※2019年台風19号については、10月12日(土)午前中に強風による飛来物の影響により、千葉県内の送電線にトラブルが発生し、短時間(1分程度)発生した停電の影響を除く。 ※2019年台風19号(今回)については、各社HP情報より集計 ています。「レジリエンス」とは 外部から受ける力や影響に対す る「しぶとさ、強靭さ、回復力」 という意味を持つ言葉。「レジリ エンス住宅」についてはまだ、 明確な定義が定まっているわけ ではありませんが、大きなくく りで「普段は快適に過ごせ、い ざ災害が起こった時には命や生 活を守ってくれる安全で安心な 住まい」という意味合いを指す 言葉と捉えてよいのではないで しょうか。

災害が発生して電気・ガス・水道のライフラインが止まった場合、一般的には電気が最も早く復旧するとされます。例えば阪神・淡路大震災の事例では、電気が7日、都市ガスが84日、水道が90日で復旧しました。2018年の熊本地震では、電気が本震から5日後の4月20日に全て復旧しているのに対し、ガスは4月30日の復旧でした。一方、一昨年の台風15号ではピーク時に93.5万件が停電し、99%が復旧するまで実に280時間も費やされましたが、それでも発生から2日後の9月11日時点で停電件数は46.9万件と、実に半数近くが復旧しました。このように電気をエネルギー源とする電化住宅は、停電という弱点がありますが、普段通りの日常生活に復旧するまでの時間が早いため、総合的にみると、一般の住宅よりも強靭さ、回復力といった性能が高いといえるでしょう。

災害に対する電化住宅の魅力は、電気の復旧の速さ以外にも存在します。電化住宅では一般的にエコキュートや電気温水器を使用してお湯を作り出しています。ガスの給湯器が、必要な時に必要な量のお湯を作る「瞬間式」なのに対し、エコキュートは一度 貯水タンクに水を貯めてお湯を作るスタイルです。

そのため停電前に貯めた水がタンク内に残っていれば、非常 用取水栓から水を取り出せるため、顔や手、トイレの排水など の生活用水として活用することが可能となります。一般的なエコ キュートが備えている370Lのタンクでは、4人家族で約1週間 分のトイレの水量をまかなえる計算です。

加えて最近のガスの給湯器は、操作に電気を必要としているも のが多いのが現実です。その場合は当然、停電時に給湯器を作動 させることはできなくなるため、エコキュートや電気温水器に対 して有意性があるとは言い難い側面があります。

また、調理において電化住宅では IH コンロを使うため、停電時は食材に熱を通すことができない点が指摘されます。しかし、非常用としてカセットコンロとボンベを備えておけば、電力復旧まで多少不便でも温かい食事を作ることが可能なため、大きな問題とは言えません。

電化住宅の特長として、太陽光発電との相性の良さが挙げられます。太陽光発電システムを備えていれば、停電時でも電気を使った生活が可能となります。自宅の屋根に載せた太陽光で発電した電気を自家消費すれば、災害時でもTVで震災情報をいち早く入手することや冷暖房、IHコンロの使用といった文明的な暮らしが期待できるのです。

ただし、せっかく太陽光発電を備えていても、使い方が分からなければ、発電した電気も宝の持ち腐れとなってしまいます。停電時、太陽光発電の恩恵にあずかるには、①自立運転モードに切り替える必要がある、②自立運転モードでは1500 ワットまでしか使えない、③太陽光発電は太陽が出ていなければ発電ができないため、夜間は発電ができない他、天候次第では電圧が不安定になる――等を理解しておく必要があります。

そこで提案できる製品が蓄電池。昼間に太陽光が発電した電力を蓄電池に貯めることで、夜間も安心して電力が使用できるようになります。太陽光発電と蓄電池を組み合わせることで、電化住宅は災害に対してより強固な住まいとなることでしょう。また、屋上を平屋根にした上で、蓄電池を設置すれば、大雨の際も水没することもなく、発電を続けられるので安心といえます。是非、災害に強い住まい造りを提案してみてください。

建設業法改正のポイント

住宅関連業界に務めている方であれば、2020年に我が国の建設業法が改正されたことはご存知だと思います。しかし「何が改正されたのか」、「改正されたことによってどんな対策を講じればよいのか」まで把握している方は少ないのではないでしょうか。こうした中、2月17日に内装建材やしろあり保証制度などを扱う城東テクノ株は、ウェビナー「いま工務店が知るべき4つの重要法改正と、トラブルから会社を守る対策術」を開催しました。同ウェビナーでは住友林業株木材建材事業本部業務企画部の岡崎行師弁護士と、同企画部の坂本希氏が講師として登壇し、2020年の法改正によって変わったことと、それを知った上での対策について話しました。

昨年10月に施行された建設業法改正では、主に「高齢化による 人手不足を解消」、「事業継承を容易にするための事業環境の確保」、 他産業と比較して労働時間が長い建設業界において「働き方改革を 促進する要素」が盛り込まれました。

その上で改正のポイントを一部を抜粋すると①「著しく短い工期」による請負契約の禁止、②請負契約書面への「工事を施工しない日・時間帯」の記載の義務化、③下請代金のうち、労務費相当分を現金払いするルールの設置、④資格者配置のルールを合理化する施策、⑤事前認可手続きにより円滑に事業継承できる仕組みの構築――などが挙げられます。

①について、今回の改正では注文者に対して「著しく短い工期」

による請負契約の締結が禁止されました。この「著しく短い工期」 については国交省の中央建設業審議会が基準を作成し、昨年8月に 実施を勧告している。同改正によって建設業者は見積もり書を交付 するときに工程の細かな項目を明らかにした上で、工種ごとの作業 および準備に必要な日数を見積もり書に盛り込むことが求められま す。

②では「工事を施工しない日、時間帯」を定める場合に、その内容を記載することを義務化しました。ただし、「工事を施工しない日、時間帯」を定めること自体は義務化されていないので注意が必要です。例えばA社がB工務店に工事を発注し、契約締結の際に「工事を施工しない日、または時間帯」に関しては特に定めなかった場

合、その旨を記載しなくてもすぐに罰則は与えられません。

③は下請け業者が技術者に対して適切に給料を支払えるようにす るため、発注者に労務費相当分を現金で支払うことが定められまし た。「現金」の概念の中には銀行振り込みや銀行振出小切手も該当 します。ただし、これは現状配慮義務に留まるため、現金で支払わ なければ罰則が課されるということではありません。今後どのよう にルールが変わっていくか注視が必要です。

④については従来監理技術者は、金額規模が大きい所に配置する 人員だったため、現場の兼任ができませんでした。しかし、今回の 改正で「技士補」を現場におけば監理技術者が現場を兼任できるよ うになりました。また、主任技術者の設置について、一次下請けに 主任技術者がいる場合、二次下請けには不要となるルールになりま した。ただしこれは鉄筋や型枠工事に限定されていたり、請負金額 によって制限が掛けられているため、条件については確認を徹底す ることが重要です。

⑤の事業継承について従来は事業譲渡、合併、分割、相続はでき たものの、建設業許可の承継はできませんでしたが、施行後の法律

では相続人が「建設業許可」を取得したい場合に改めて許可行政庁 に新規許可申請をすることなく、同庁で「事前の認可」を得れば承 継が可能となりました。

従来事業を譲り受けた側は必ず許可を新規で申請する必要があっ たため、審査を待つ1~4カ月の間は無許可状態となってしまうケー スがありました。改正後は建設業許可が途切れることなく、親子に 亘って事業を継続できる可能性が高くなったといえます。

改めて、建設業法が改正されたことで今後注意しなければならな い点としては了「著しく短い工期」で発注していないかの確認、 記載が必要な事項は網羅されているかの確認、 😈行政に対するこま めな確認――が挙げられます。

今回は建設業法についてピックアップしましたが、2020年に改 正された法律はこのほか民法、建築士法、独占禁止法があります。 それぞれの法改正によって何が変わるのかを知り、備えることで対 策を打つことができるでしょう。建設業法の改正法施行日を迎えて から半年が経とうとしていますが、正しい法律知識を身につけられ ているか今一度確認してみましょう。

の公表を行う。4月初旬に完了前申請受付を新築、リフォー ム、賃貸を対象として開始する。6月初旬に商品交換の受

付を開始し、オンライン申請を受付開始する。同省は遅く とも10月31日には全ての申請受付を終了するとしている。

Monthly HAKKO NEWS HEADLINE

[URL]

グリーン住宅ポイント 発行対象の建材型番公表

国交省は一定の省エネ性能をもつ住宅の新築やリフォー ム等に対して、商品や追加工事と交換できるポイントを付 与する「グリーン住宅ポイント制度について、交換商品の 公募を開始した。また、リフォームのポイント発行対象と なる建材・設備の具体的な型番を公開した。この総数は 28万1266件で、これらはグリーン住宅ポイント事務局の ホームページで公開している。

今後のスケジュールは3月中旬に東京圏の対象地域から の移住に係る事前の相談を開始する。同月下旬に交換商品 https://greenpt.mlit.go.jp/

グリーン住宅ポイント事務局ホームページ

グリーン住宅ポイント制度の対象となる建材・設備

断熱改修	内窓・外窓・ドア
	ガラス
	断熱材
エコ住宅設備	太陽熱利用システム
	節水型トイレ
	高断熱浴槽
	高効率給湯器
	節湯水栓
バリアフリー改修	ホームエレベーター
	衝撃緩和畳

緊急時にお湯を取り出す

㈱コロナは動画「緊急時に役立つエコキュートの使い方」 を同社ホームページで公開している。

操作方法確認を

地震などの災害で水道が使えなくなると、飲用水は配給 されることが多いが、トイレの水などの生活用水は配給さ れない可能性が高い。

そこで家庭用の省エネ給湯機「エコキュート」には、一 般的に「貯湯タンク」内のお湯を非常用に取水栓から取り 出す機能が備えられており、断水時に生活用水として活用 することができる。

住宅関連業界の事業者はエコキュートを使用している住 まい手に、非常用取水栓の操作方法について事前の確認を 求める配慮が必要だ。

[URL]

https://www.corona.co.jp/support/fukuden/index.html

Monthly HAKKO NEWS HEADLINE

今後建材欠品の恐れ

現在、我が国では外国産木材の入荷が減り、価格が急騰している。①米国の旺盛な住宅需要、②コロナの影響で米国内の製材工場が人員を制限しており、木材生産量が減少している、③コロナ禍でコンテナ船の積み下ろし作業が進まず、米加材や欧州材の入荷遅れが発生している――ことなどが主な要因だ。

今後も価格高騰は続くと見込まれている。外材を使用している工務店は、今の段階から国産材の利用も視野に入れておかなければ、コスト・材料の両面から家が建てられなくなる恐れが十分にあるので注意が必要だ。

国産材に変更しやすい部位は、柱、間柱、窓台、土台、母屋角、 小屋束などの部分だ。その国産材も現在、積雪を理由に東北 の木材生産が低下しており、価格上昇が懸念されている。

また、コンテナの配船が不安定なことから、今後海外で生産された住設機器の入荷が遅れる可能性も十分に考えられる。昨年同様、「物がない」状況が再び訪れることも考えられるため、早めの手当てを検討してほしい。

2021 年 全体で前年同月比3.1%の減少 1月着工 持家は3カ月連続で増加

国土交通省が令和3年2月26日に公表した本年1月の新設住宅着工戸数は5万8448戸(前年同月比3.1%減)で19カ月連続の減少となった。持家は3カ月連続で増加、貸家は29カ月連続で減少、分譲は15カ月ぶりの増加となった。季節調整済年率換算値は80万1084戸(前月比2.2%増)で4カ月ぶりの増加となった。

利用関係別では、持家は1万9200戸(前年同月比6.4%増)で3カ月連続の増加。民間資金によるものも1万7147戸(同7.3%増)で3カ月連続で増加し、公的資金によるものは10カ月ぶりの増加(同0.1%増)となった。

貸家は同18.0%減で29カ月連続の減少。民間資金による貸家は44カ月連続の減少となり、公的資金による貸家も同37.7%減で6カ月連続の減少となった。

分譲住宅は1万9089戸(同6.9%増)で15カ月ぶりの増加。マンションは先月の減少から再びの増加(同29.3%増)で、一戸建は14カ月連続の減少(同6.1%減)となった。

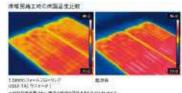
構造別では木造が3万3400戸(同1.3%減)で17カ 月連続で減少。工法別では軸組木造(在来工法)が2万 6829戸(同3.0%増)で、18カ月ぶりで増加となった。

令和3年1月新設住宅着工統計(▲は減少、無印は増加)

		戸数	前月比 (%)	前年同月比(%)
新設住宅合計		58,448	▲ 11.0	▲ 3.1
利用関係別	持家	19,200	▲ 15.9	6.4
	貸家	19,794	▲ 19.0	▲ 18.0
	給与	365	▲ 53.1	21.3
	分譲	19,089	8.3	6.9
地域別	首都圏	22,861	6.6	6.6
	中部圏	6,929	▲ 11.7	▲ 13.2
	近畿圏	8,720	▲ 16.6	▲ 10.6
	その他の地域	19,938	▲ 23.0	▲ 5.8
構造別・ 建て方別	木 造	33,400	▲ 16.9	▲ 1.3
	一戸建	26,937	▲ 14.9	2.8
	非木造	25,048	▲ 1.5	▲ 5.5
	共同住宅	21,398	0.2	▲ 4.2
工法別	軸組木造	26,829	▲ 15.5	3.0
	在来非木造	17,894	2.9	▲ 4.4
	プレハブ	7,792	▲ 12.9	▲ 8.8
	2 × 4	5,933	▲ 21.6	▲ 15.4

薄いから熱を伝えやすく既存床暖房の上貼りに対応

- ・裏面テープ貼り仕様で現場で貼る手間を削減(耐熱タイプ)
- ・周りに迷惑をかけない短工期、低騒音、低臭リフォーム



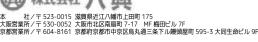


・耐熱タイプ: ¥38,000円 (接着剤込み)

・非耐熱タイプ: ¥23,100円 (テープ込み)

Panasonic Homes & Living











発行/㈱八興 〒 523-0015 滋賀県近江八幡市上田町 175 TEL.0748-37-7185 **https://www.hakko-gr.co.jp/**